

合志市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年2月10日(木)午後1時25分から午後2時15分

2. 開催場所 合志市役所 2階大会議室

3. 出席委員 (12人)

会長	14番	福嶋	求仁子
会長職務代理者	1番	大薮	真裕美
委員	2番	吉川	幸人
〃	3番	工藤	信夫
〃	4番	中嶋	サツ子
〃	5番	衛藤	彰一
〃	7番	吉岡	近
〃	8番	平野	昭代
〃	9番	峯	隆吉
〃	10番	嶋田	昭一
〃	11番	荒木	安孝
〃	12番	平山	洋生

4. 欠席委員 (1人)

委員	13番	村上	裕宣
----	-----	----	----

5. 議事日程

(1) 議事録署名者

(2) 農家調査及び現地調査員

(3) 議案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて

第4号議案 あっせん委員の指名について

第5号議案 農地移動適正化あっせん基準の一部改正(案)について

第1号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用(届出)について

第2号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用(届出)について

6. 農業委員会事務局職員

局長 坂上 範行

次長 竹田 直広

主幹 秋吉 秀美

○事務局長 それでは、ただいまより令和4年2月の農業委員会総会を開会いたします。開会にあたり、福島会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長（福島求仁子君） 皆さん、こんにちは。きょう新聞を見ておりますと、2月4日に立春を迎えて、気象台のほうから9日、きのうに標準木の梅の開花があったということで、梅の開花宣言がされておりました。2月4日に立春を迎えましてから、本当に春を見つけるというか、庭先の小さい花でも春が本当に近づいてきたなあという、そういう楽しみがあるこのごろでございます。

それからもう一つ、カレンダーを見てみますときょうは初午ということで、今まで初午で稲荷神社にお参りに行ったことというのは私はないんですけども、初午のいわれみたいなのをちょっと検索していたら、初午は稲荷神社なんですけれども、稲荷というのは、稲が成るということで、本来ならば五穀豊穡、農家にとっては一番先にお参りに行かなきゃいけないところだったんだなあというのをきょう読んだところでした。五穀豊穡と、どちらかという私、商売繁盛じゃないかという思いがあったんですけども、農家が本当に稲荷神社にお参りに行かなきゃいけない、こういう日なんだなあというのをちょっと感じたところでございます。

それで、こういう二十四節気などを見てみますと、特に春先、ああ、やっと思蒔きのシーズンがこれから始まるんだなあというのを思ったところです。これからまた今年も五穀豊穡に向けて、本当に実り豊かな一年になればいいなと思ったところです。

それから、コロナウイルスの関係で、また3月6日までまん延防止のほうで延長されましたので、2月24日に予定されておりました研修会のほうも、県の最適化の研修会のほうも中止になってしましまして、本当に去年の2月、3月ぐらいから、一昨年のお正月からコロナになって、本当に今期の農業委員の皆さん方には、勉強する機会が本当に少なくて、大変申し訳ないなあという思いでいっぱいでございます。先月は少し12月には落ち着いておりましたので、年金の勉強会をやらせていただきましたけれども、年金のほうも今、推進月間になっておりますので、ぜひ皆様方お一人でもいいですので、年金を勧めて、農業者年金のほうを勧めていただければと思っております。

合志の農家の皆さんが、老後本当に豊かに農業が続けられるように、安心して老後を迎えられるように、年金は必ず皆さんが農業者は入るんだという、そういう気持ちで皆さんにお話をいただければ大変うれしいと思っております。特にコロナに入りましてから、合志市の年金の加入の若い方たちとかが今、ゼロになっておりまして、何としても3月ぐらいまでにはお一人、二人という感じで加入いただければと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、ちょっと長くなりましたけれども総会のほう、皆様の慎重なご意見をいただきたいと思っております。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、本日の総会の成立についてご報告いたします。

本日は、13番、村上委員から欠席の連絡が入っておりまして、委員13名中12名の

出席でございます。よって、過半の委員がおそろいでございますので、合志市農業委員会会議規則第6条の規定により、本日の総会が成立することをご報告いたします。

では、このあとの議事につきましては、会議規則により、会長より進行をお願いいたします。

- 議長（福嶋求仁子君） それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますようお願いいたします。特に何かご質問やご質疑がある場合には、挙手により発言をするようお願いいたします。

-----○-----

（1）議事録署名者

- 議長（福嶋求仁子君） それでは、3の議事に入ります。議事録署名者につきまして、7番の吉岡委員、8番の平野委員を指名しますのでよろしくお願いいたします。

-----○-----

（2）農家調査及び現地調査員

- 議長（福嶋求仁子君） 農家調査及び現地調査員につきましては、2番の吉川委員、8番の平野委員、9番の峯委員、11番の荒木委員、以上4名の委員さん方へ適宜ご意見をお伺いいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

-----○-----

（3）議案

- 議長（福嶋求仁子君） それでは、議案に入ります。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による賃借権設定につきまして上程いたします。賃借権設定、番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

- 事務局 それではご説明申し上げます。議案書1ページをお開きください。

番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっております。申請の理由は、新規就農のための農地の借用でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書、別紙1ページの図面斜線部分が申請地です。熊本菊鹿線西側です。ちょうど3筆隣接した農地です。

2ページが耕作地の現況写真です。次に3ページをご覧ください。保有されている農業機械の写真です。

次に4ページをお開きください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面か

らみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると思われ該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、借人は個人であり、該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと思われ、該当しません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50a以上のため、該当しません。

第7号の地域との調和要件は、以前より野菜畑として利用してある農地で、許可後は、ビニールハウスでは小玉スイカを他2筆は、カボチャを作付けされる予定です。周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

申請人は、農業法人で経験をつまめるなかで新規就農への気持ちを持たれ、今回、夫婦で就農されます。また、ビニールハウス付の農地は、1年間賃借後、購入を希望されています。

今回の申請農地3筆は以前より、それぞれあっせんの申し出が出ていた農地です。申請者への農地の助言など担当委員さんには、お手数をおかけしました。ありがとうございました。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われ。

よろしく申し上げます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の吉川委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○2番（吉川幸人君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告いたします。

1月31日に私と坂口推進委員と事務局で現地調査をいたしました。今回の申請理由は、新規就農のための農地の借用です。申請地は以前にあっせん申出書が出ていたところ。3筆が隣接しているため管理しやすいかと思えます。今後も引き続き周りの方々の指導を受けながら、露地ではカボチャ、ビニールハウスでは小玉スイカなどを作付けされる予定です。よろしく審議をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございました。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して委員さん方から何かご意見やご質問はございませんでしょうか。特に質問はございませんか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） ご意見やご質問がないようでございますので採決を行います。第1号議案、農地法第3条第1項の規定による賃借権設定、番号1につきまして、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による賃借権設定、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による使用貸借権設定、番号1につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 使用貸借権設定、番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりです。今回の申請理由は、実家の農業引き継ぐための新規就農です。

続けて申請地の場所ですが、議案書、別紙5ページをご覧ください。

合生グラウンド近く弘生菅原神社横、図面中央斜線部分が申請地です。

次に6ページをお開きください。現地写真です。次の7ページは、保有されている農業機械です。

次に8ページをお開きください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、借人は個人であり、該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50a以上のため、該当しません。

第7号の地域との調和要件は、申請地は以前からビニールハウスでアスパラを作付けされており、今後も同様にアスパラを栽培されます。またショウガやねぎの栽培も予定されています。周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われます。

よろしく申し上げます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりました。担当地区の11番、荒木委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○11番（荒木安孝君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告いたします。

1月31日、私と宮田推進委員と事務局とで現地調査を行いました。今回の申請の理由は、実家の農業を引き継ぐための新規就農です。申請人はもともと両親や親戚等の農業を手伝っておられましたが、今回は正式に後を継ぐ決心をされ申請に至りました。自宅の隣に申請地はあり、ビニールハウスでアスパラガス、露地でねぎとショウガを作付けされるとのことです。

特に問題ないと思います。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特に質問はないでしょうか。

(なしの声あり)

- 議長（福嶋求仁子君） ご意見ご質問がないようでございますので採決を行います。
第1号議案、農地法第3条第1項の規定による使用貸借権設定、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

- 議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。
よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による使用貸借権設定、番号1は、原案のとおり可決されました。
続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1について上程いたします。事務局に説明を求めます。

- 事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。
所有権移転番号1の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。
転用目的はグラウンドゴルフへの転用で、売買による所有権移転です。
議案書別紙の9ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号1の申請地で、楓の森小中学校の南側及びセブンイレブン合志黒石原店の西側に位置する農地です。
次の10ページが申請地の現況です。
次の11ページが配置図です。申請者は個人で、当該申請地を売買により取得し、自身が経営する介護事業を行う法人の事業のため、グラウンドゴルフ場を整備する計画です。
12ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の13ページにお示ししておりますとおり、東側道路沿いの申請地は前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に公益的施設であるひかりの丘保育園及び医療施設であるサトゥデンタルクリニックが存在しますことから、水管、下水道管が埋設されている沿道で、おおむね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地に該当するため第3種農地となり許可可能です。西側の申請地は、約0.8ha農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地となり許可可能です。
(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の残高証明の添付があり、事業費以上の資金が確保できることを確認しております。
3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和4年12月末日までに竣工の予定であり問題ないと思われま。

6の計画面積の妥当性につきましては、施設の配置、規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われまます。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われまます。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の8番、平野委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○8番（平野昭代君） それでは、現地調査につきまして報告いたします。

令和4年1月31日の午後、私と山崎推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、譲受人がグラウンドゴルフ場として農地を転用するものでございます。申請地は第2種農地及び第3種農地であり、何ら問題はないかと思ひます。

よろしくご審議の方、お願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。質問はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、質問がないようでございます。採決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による所有権移転、番号2及び賃借権設定、番号1につきまして、関連がございますので一括で上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

所有権移転番号2及び賃借権設定番号1の譲受人、譲渡人、貸人、借人土地の表

示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は駐車場及び園庭への転用で、売買による所有権の移転及び賃借権の設定です。

議案書別紙の15ページをお願いします。図面右側の太枠斜線部分が今回の申請地で、国道387号の西側及び御代志市民センターの東側に位置する農地です。

次の16、17ページが申請地の現況です。17ページの写真のとおり、現地は既に駐車場として利用されている状況でした。申請者からは始末書が提出されておりまして、それによりますと、平成21年5月頃から駐車場として利用しており、農地法についての知識が乏しく、農地転用許可申請の手続きをしなかったということで、今回隣接地を売買するにあたり正しい状態にするため、現況のまま申請されている状況です。

次の18ページが配置図です。申請者は保育園を経営する法人で、当該申請地を売買及び賃借により取得し、駐車場及び園庭を整備する計画です。

19ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の20ページにお示ししておりますとおり、西側道路沿いの申請地は前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に公益的施設である西合志中央保育園及び医療施設であるみよし歯科クリニックが存在しますことから、水管、下水道管が埋設されている沿道で、おおむね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地に該当するため第3種農地となり許可可能です。東側の申請地は、約1.3ha農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、残高証明の添付があり、事業費以上の資金が確保されていることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和4年2月末日までに竣工の予定であり問題ないものと思われまます。

6の計画面積の妥当性につきましては、車両の配置、規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われまます。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われまます。事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の9番、峯委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○9番（峯 隆吉君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和4年1月31日の午後、私と高司推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明があったとおりでございます。

今回の申請は、譲受人及び借人が駐車場及び園庭として農地を転用するものでございます。申請地は第2種農地及び第3種農地であり、転用もやむを得ないかと思っております。よろしく審議をお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して委員さん方から何かご意見やご質問はございませんでしょうか。特に質問はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見やご質問がないようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による所有権移転、番号2及び賃借権設定、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による所有権移転、番号2及び賃借権設定、番号1は、原案のとおり可決されました。

なお、この本案件につきましては、転用規模が3,000㎡を超えるために、許可に際しましては農地法第5条第3項の規定に基づき、熊本県農業委員会ネットワーク機構へ意見聴取を行います。

続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。

所有権移転、番号3につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

所有権移転番号3の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は建築条件付売買予定地3区画への転用で、売買による所有権の移転です。

議案書別紙の21ページをお願いします。図面右側の太枠斜線部分が番号3の申請地で、国道387号の西側、西合志中央保育園の北側に位置する農地です。申請地南東側の点線囲みの部分につきましては、今回の事業予定地には含まれておりますが、農地転用許可の必要がない宅地の部分です。

次の22ページが申請地の現況です。

次の23ページが配置図です。申請者は不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、建築条件付売買予定地3区画を整備する計画です。

24ページをお願いします。まず、（1）の立地基準についてですが、次の25ページでお示ししておりますとおり、申請地は集落内開発区域内にある農地で、約1haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農

地となり許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の残高証明書の添付があり、事業費以上の資金が確保できることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和5年2月末日までに竣工の予定であり問題ないと思われます。

検討事項4につきましては、都市計画法に基づく開発許可の申請手続きに向けての準備を進められている状況です。

5の農地以外の土地の利用見込みにつきましては、隣接する宅地37.37㎡を含めた総事業面積895.37㎡の計画で問題ないものと思われます。

6の計画面積の妥当性については、住宅各戸の配置及び規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われます。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われます。

11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、都市計画法第32条に基づく同意協議書が合志市都市計画課に12月16日付けで提出済みであり、現在協議中であることを確認しております。事務局からの説明は以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の9番、峯委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○9番（峯 隆吉君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和4年1月31日の午後、私と高司推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明があったとおりでございます。

今回の申請は、譲受人が建築条件付売買予定地（3区画）として農地を転用するものでございます。申請地は都市計画法の集落内開発区域内の第2種農地であり、何ら問題はないかと思えます。よろしく審議の方をお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して委員さん方から何かご質問やご質疑はございませんでしょうか。特に質問はよろしかったでしょうか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見やご質問がないようでございます。採決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号3について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号3は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案に入ります前に、委員の議事参与の制限を規定する農業委員会等に関する法律第31条の規定によりまして、委員は、自己または同居の親族、もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっております。

つきましては、その当事者であります○番、○○委員は、議案審議が終了するまで退席をお願いいたします。

それでは、第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて、説明いたします。

6ページをお開きください。

令和4年第2回の農用地利用集積計画総括表につきまして左側の区分、今回からご説明いたします。

10年の田が8,083㎡、畑が8,838㎡でしたので合計16,921㎡でございます。

10年1カ月の田が2,842㎡、畑が11,763㎡でしたので合計14,605㎡でございます。

5年の田が1,186㎡、畑が18,661㎡でしたので合計19,847㎡でございます。

4年の畑が2,359㎡でしたので、合計2,359㎡でございます。

3年の畑が16,844㎡でしたので合計16,844㎡でございます。

2年の田が3,780㎡、畑が3,873㎡でしたので合計7,653㎡でございます。

1年の畑が8,095㎡でしたので、合計8,095㎡でございます。

今回の田の小計は15,891㎡、畑の小計は70,433㎡でしたので合計86,324㎡でございます。

続きまして、右側の利用権設定の本年累計、暦年につきましてご説明をいたします。

田の小計は31,670㎡、畑の小計は138,180㎡で合計169,850㎡でございます。

その下、左側の所有権移転につきましてご説明をいたします。

今回の畑の小計は4,959㎡でしたので合計4,959㎡でございます。

ページ右側の所有権移転の本年累計につきましてご説明をいたします。

田の小計は1,750㎡、畑の小計は4,959㎡で合計6,709㎡でございます。

以上、第3号議案は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次の7から13ページ上段までは、各自でご確認をお願いいたします。

次に、13ページ中段の農地法第18条第6項の規定、合意解約による通知書の集計を報告いたします。

今回の合意解約件数は、8件、28,142㎡でございます。

内契約予定件数が、5件、21,791㎡でございます。

内契約が無い件数、3件、6,351㎡でございます。

なお、この契約がない農地につきましては、地主さん自身にて耕作をされます。

これで説明を終わります。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局からの説明が終わりました。委員さん方から何かご意見やご質問はございませんでしょうか。特にございませんか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので、採決を行います。

第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして、承認することに異議がない方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきましては、原案のとおり可決されました。

第3号議案の審議が終わりましたので、退席中の〇〇委員は着席されますようお願いいたします。

続きまして、第4号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書14ページをお開きください。

番号1、あっせん申出者の住所、氏名、申出内容、土地の表示、地目、面積につきましては議案書のとおりとなっております。

続けて申請地の場所ですが、15ページになります。

図面中央に位置します太枠斜線部分が申出地で、国道387号の西側、県道大津植木線の南側に位置する農地です。

あっせん申し出の理由としましては、以前は市内の畜産農家に貸しておりましたが、借手の都合により解約し、非農家である所有者では耕作できず、あっせんを申し出てきた次第です。

あっせん委員についてですが、申出地区域の担当委員であります荒木委員、高村推進委員にお願いします。

続いて説明申し上げます。議案書14ページをお開きください。

番号2、あっせん申出者の住所、氏名、申出内容、土地の表示、地目、面積につきましては議案書のとおりとなっています。

続けて申請地の場所ですが、16ページになります。

面中央に位置します太枠斜線部分が申出地で、国道387号の東側、県道辛川鹿本線の西側に位置する農地です。

あっせん申し出の理由としましては、以前は熊本市の農家に貸しておりましたが、借手の都合により解約し、非農家である所有者では耕作できず、あっせんを申し出てきた次第です。なお、こちらの申出地については、現在の借り手が令和4年12月31日まで耕作されるため、令和5年1月1日からの借り手を探してほしいとのことです。

あっせん委員についてですが、申出地区域の担当委員であります荒木委員、宮田推進委員にお願いします。

委員さんには、お手数をおかけいたしますが、申請に結びつくようご協力をお願いいたします。事務局からの説明は以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局からの説明が終わりましたが、何かご質疑はございませんでしょうか。特にごございませんか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） ご質問、ご意見がないようですので採決を行います。

第4号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして、承認することに異議がない方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第4号議案、農地のあっせん委員の指名につきましては、原案のとおり可決されました。あっせん委員さんにおかれましては、大変ご苦勞でございますがよろしく願いいたします。

続きまして、第5号議案、農地移動適正化あっせん基準の一部改正（案）につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 議案書17ページをお開きください。

提案理由をご説明いたします。

農地移動適正化あっせん基準とは、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づき、農業振興地域内の農用地等について行う農地保有の合理化のための権利移動のあっせん事業についての手続き及び基準を設けたものです。具体的には、農業経営基盤強化促進法による売買における買い手となるためのあっせん譲受名簿に掲載するための基準でございます。

この度、農林業センサス2020の結果が公表されたことと、先月議案審議いたしました。合志市農業基本構想の改正があったことに伴い、農地移動適正化あっせん基準も見直しをする必要が出てきたため、改正をいたします。

改正にあたっては、総会での農業委員会の承認を経た後、熊本県知事へ認定申請を提出し、認定を受けた上での改正となります。

次に、改正内容について、ご説明いたします。

改正箇所につきましては、お手元の資料、農地移動適正化あっせん基準（案）の朱書き部分に変更や追記された部分となります。内容につきましては、もうひとつの資料、新旧対照表と併せてごらんください。

基本的には法律改正による文言の変更がほとんどであります。大きな変更として3ページめくった左側のページの別表1と2の変更があります。別表1についてですが、全作物の基準面積が225aから365aに変更になっております。これは、農林業センサス2020の結果に基づいて、農地面積を農業経営体数で割り、合志市の平均経営面積を算出したものです。また、経営形態の項目として施設園芸を追加し、基準面積を50aに設定しました。

次に別表2ですが、それぞれの経営形態に目標面積を設定しており、宿根カスミソウ+甘藷、イチゴ+水稻を追加しております。

以上、改正箇所と内容についてご説明を終わります。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局からの説明が終わりましたが、何かこの件に関しまして質問はございませんでしょうか。特に質問はよろしかったでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問がないようでございますので、採決を行います。

第5号議案、農地移動適正化あっせん基準の一部改正（案）につきまして、承認することに異議がない方の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第5号議案、農地移動適正化あっせん基準の一部改正（案）につきましては、原案のとおり可決されました。

農地移動適正化あっせん基準の一部改正につきましては、熊本県知事へ認定申請を提出し、認定を受けたうえでの改正となります。

それでは、議長を職務代理と交代いたします。

○会長職務代理者（大藪真裕美君） 続きまして、第1号報告、農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届出につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明します。18ページをお開き願います。

今回の市街化区域内の農地転用4条届出につきましては議案書の18ページに記載しておりますとおり、同一の届出人より2件の届出がっております。

続けて場所を説明します。19ページをお開きください。

図面中央やや右側の太枠斜線部分が番号1及び番号2の届出地です。焼肉なべしま合志光の森店東側約150mに位置する農地です。番号1につきましては、平成11年に自宅を増築した際に建物敷地として造成しすでに利用している場所であり、今回番号2を転用するにあたり併せて転用するものです。番号2につきましては、令和3年9月頃より建築工事が開始されており建物につきましてはほぼ完成している状況でございます。

番号1、番号2とも農地法を理解していなかった事により生じた事であり、深く反省している旨の始末書が提出されています。事務局からは以上でございます。

○会長職務代理者（大藪真裕美君） ありがとうございます。

ただいま事務局から第1号報告、農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届出についての説明が終わりました。委員の皆様から何か質疑等はございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○会長職務代理者（大藪真裕美君） よろしいですか。ご意見、ご質問等もないようでございますので、第1号報告、農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届出につきましては、以上で報告を終わります。

続きまして、第2号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出につきまして上程いたします。事務局に説明をお願いいたします。

○事務局 それでは説明します。議案書20・21ページをお開き願います。

今回の市街化区域内の農地転用5条届出につきましては、記載しておりますとおり、所有権移転1件の届出がっております。

続けて、場所を説明します。22ページをお開きください。

図面中央斜線部分が所有権移転番号1の届出地です。須屋区にあります九州自動車道と堀川の間に位置する農地で、宅地分譲（8区画）を目的とした届出です。

事務局からは以上でございます。

○会長職務代理者（大藪真裕美君） ありがとうございます。

ただいま事務局から第2号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出についての説明が終わりました。委員の皆様から何か質疑等はございませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○会長職務代理者（大藪真裕美君） ご意見、ご質問等もないようでございますので、

第2号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出につきまして
は、以上で報告を終わります。会長に議長を交代いたします。

-----○-----

(4) 閉会

○議長（福嶋求仁子君） それでは、長時間にわたりまして慎重審議をいただきまし
てありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年2月の合志市農業委員会総会を閉会いたします。

皆さん、大変お疲れさまでございました。

-----○-----

閉 会 午後2時15分